

事務連絡

平成30年4月1日

事業所各位

東大阪市福祉部障害者支援室  
障害福祉認定給付課長

### 日中活動事業所から定期通院先への移動支援の利用について（ご案内）

平素は、本市の福祉行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

この度、本市の移動支援ガイドライン（以下、ガイドライン）及び移動支援事業Q&A（以下Q&A）を一部見直し、下記のとおり、移動支援の利用について取り扱いを一部変更します。不明な点等は下記までお問い合わせください。

#### 記

##### <現状の取扱い>

移動支援のサービスの適用範囲について、利用目的が「通院」の場合、一部例外を除いて利用不可としている。（ガイドライン、P5参照）

また、通院等介助と移動支援の併用については、始点・終点を居宅に限るケースで一部利用を認めている。（Q&A、P8参照）

##### <これからの取扱い>

日中活動系サービスを行う事業所（以下、日中活動事業所）から、医療機関（定期通院先）までの間、移動支援事業の利用を認める。

ただし、利用する前に、医療機関（定期通院先）についての届出書を市に提出することと、補助金請求時に医療機関の確認がとれることを条件とする。（詳細は裏面参照）

##### <取扱いの変更時期>

平成30年7月1日利用分から認める。

平成30年4月1日から6月30日までは周知期間とし、その間に上記の届出書を受付する。また、7月1日以降も随時受付する。

##### <問合せ先>

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

福祉部 障害者支援室

障害福祉認定給付課

TEL 06-4309-3184

FAX 06-4309-3813

【現状の取扱い】（ガイドライン、Q&Aより抜粋）

「通院」については、障害福祉サービスに居宅介護（通院等介助）というサービスがあるため、移動支援事業は利用できない。

【例外】医療機関に入院する日と退院する日

保険診療を受けない場合（お見舞いや検診など）

（※）障害福祉サービスの通院等介助と移動支援事業を併用するケース

居宅 →（通院等介助）→医療機関 →食事などの余暇活動（移動支援）→居宅

居宅 →余暇活動（移動支援）→（通院等介助）→医療機関 →（通院等介助）→居宅

【今回新たに利用が認められるケース】

日中活動事業所 →（移動支援）→医療機関（定期通院先） →（通院等介助）→居宅

現状の取扱い（※）において、日中活動事業所から一旦居宅に戻り、居宅から医療機関（定期通院先）に行くことが不合理なケースがあるため、今回見直しを行いました。

<条件>

- ・移動支援事業と居宅介護（通院等介助）の支給決定を受けていること
- ・医療機関は定期的に通院しているところ（定期通院先）であること  
※突発的な利用（通院）は認められません。
- ・定期通院先については移動支援事業を利用する前に必ず市に所定の様式で届け出ること  
※届出前の利用は認められません。
- ・終点は必ず利用者の居宅であること
- ・補助金請求時に実績記録票に定期通院先で受診した際の領収書の写しを添付すること

<定期通院先の届出書について>

- ・東大阪市のウェブサイトよりダウンロードして記入するものとします。
- ・提出先は、障害福祉認定給付課のみとします。（福祉事務所等では受付不可です）
- ・届出の内容に不備がある場合は、無効とします。